

インド・ケラララの結婚

—結婚慣習の変化と現在—

小林 磨理恵

●はじめに

南インドのケララ州の農村で、結婚の際に新婦から新郎またその親族に渡る財産である「結婚持参金」(以下、ダウリーとする)の実態を調査したときのことだ。その村の住民は、筆者に必ず「結婚は済んでいるのか」と聞いた。未婚であると分かると、即座に年齢を聞いた。二〇代前半であると答えると村の人々の表情は陰り、さらに男兄弟がおらず、妹が二人いると分かると「もう終わりだ」と言わんばかりの哀れみの表情をみせる。このやりとりは調査の過程で何度となく繰り返された。

インド社会では、人は結婚を経て一人前の男性／女性と認められ、結婚は絶対視されている。またムスリムの間では、「一八歳を超えた女性はなかなか子どもを産めなくなり、要求されるダウリー

の額が上がると信じられている」ため、女性は一〇代のうちに結婚を「済ませる」。そのうえ、筆者のように姉妹ばかりだと十分なダウリーを用意することができず、「良い」結婚相手をみつけることはますます難しい。二〇代、独身、三姉妹という「悪条件」をそろえた女は、娘の結婚を気にかける村の人々にとって同情に値する存在だった。

ケララ社会では、法律で禁止されているダウリーが近年ますます高額化し、未婚の娘を抱える家族の心理的、経済的な負担と化している。インド国立応用経済研究所(NCAER)の調査によれば、インドで最も結婚費用が高額な地域はケララとデリーであり、現金のダウリーの平均額が最も高額な地域もケララである(参考文献③)。しかし、多くのコミュニ

ティが母系制度下にあったかつてのケララで、ダウリーは一般的な慣習ではなかった。また、ムスリムコミュニティでは、夫が妻に婚資(マフル)を贈与することを結婚の慣わしとし、ダウリーの慣習化は近年の現象である。本稿では、一九世紀末以降の母系制改革の歴史を概観し、ケララに位置する一農村の事例からナーヤル(旧母系制カースト)とムスリムの結婚慣習の変化を、ダウリーの慣習化に着目しながら考察する。なお、本稿での事例は、インド全域に共通する現象として一般化できないことを述べておきたい。

●ナーヤルの母系制改革

ケララのヒンドゥー社会において、バラモンに次ぐ上位カーストであるナーヤルは、かつて母系制度下にあった。ナーヤルは母系

大家族のことを「タラワード」と呼ぶ。タラワードは母、姉妹、兄弟を中心として、母の姉妹の子ども、その子どもであるうちの姉妹の子ども、というように母系の血縁関係によって成り立ち、姉妹の夫、兄弟の妻とその子孫を含まない。娘がなければ家系が途絶えるため、娘の誕生は財産相続の要であり、喜びを持って迎えられた。婚姻関係は「サンバンダム」と呼ばれた。地域差はあったが、サンバンダムを結んだ場合、夕食後に夫が妻のタラワードを訪れ一晩を共に過ごし、朝食前に自分のタラワードに帰るといふ妻問婚つまどいこんも存在した。妻は夫と別れた後違う男性とサンバンダムを結んだり、夫の死後に新たにサンバンダムを結んだりすることを許されていた。インドの他の地域やカーストで、寡婦が過酷な生活を強いられている状況に比べると、ナーヤルの女性には大きな自由が認められていたといえる。財産の個人所有は認められず、財産はタラワードの共有財として最年長男性である家長の管理下に置かれ、家長の地位と共に叔父から甥へ相続された。

植民地化に際してイギリスより司法制度が導入され、母系制度に

様々な法的解釈が加えられるなかで、ナーヤルの間の婚姻関係の解釈は特に重要な問題とされた。英語教育を受けたナーヤルの新中間層は、一妻多夫を認め、離婚することも容易なサンバンダムを、イギリス植民地政府に「野蛮」な慣習とみられたことに対して強い拒否反応を示し、立法によってサンバンダムを法的な婚姻関係とすることを目指した。ナーヤルは一八九六年に母系制に関わる最初の立法である「マラバル婚姻法」を成立させた後、次々と法案を提示し、サンバンダムの法的な認知、妻子の庇護権の家長（母系家族の最年長男性）から夫・父親への移行、タラワードの共有財産の分割等を要求していった（参考文献①）。一九一〇年代以降、ケーララ中部・南部では、婚姻としてサンバンダムが合法化され、妻子遺産相続権などが法的に定められた。また、ケーララ北部では一九三三年に「マドラス・マルマッタターヤム法」（マルマツカターヤムは母系制の意味）が制定された。本法は、サンバンダムに合法的婚姻としての正当性を認めたほか、タラワードの共有財産に吸収されない個人財産の所有を合法化し、

タラワードを実質的に解体する原動となった（参考文献②）。これらの法律はその後修正を重ねられ、一九七六年の「ケーララ合同家族制度（廃止）法」の成立をもって母系制度は法的に廃止された。

●ナーヤルの結婚慣習の現在

調査地のN村は、ケーララ北部に位置し、ムスリム、ヒンドゥー、クリスチャンが混住する地である。N村のナーヤルの母系制時代は、結婚後に夫が妻の家族と共に暮らす妻方居住をとり、結婚の際に女性の移動はなく、ダウリーの慣習も存在しなかった。

まず、母系制時代を経験した女性の語りを紹介したい（なお、本稿における被調査者の発言は、二〇一〇年八月および二〇一一年二～三月の二回に分けて実施した聞き取り調査に基づく。名前は仮名、年齢は調査時点のものである）。

九〇歳のリーランマは結婚について、「まず父が選んだ男性と結婚したが、早婚で全く幸せでなかった。その男性は私の家に来たけれど、私が受け入れなかったため一年後に家を去った。私は一九三五年に一五歳で再婚した。これは恋愛結婚だった。夫が

私の家に来たので、彼の家族に財産が渡ることはなかった」と話し、母系家族に関しては「私の姉妹の夫も一緒に住んだ。家長は私の叔父で、大きな権力を持ち、この家の建築費用など全てのお金の使い途を決めた」と語った。リーランマは六人兄妹（四女二男）であり、彼女の兄妹の結婚は全て母系制に従って妻方居住をとった。

現在リーランマは、姉の息子とその妻と子どもたち、もう一人の姉の未婚の娘と息子、妹の息子とその妻と暮らしている。一九八五年に結婚した姉の息子は妻を迎え入れた。つまり、リーランマの甥の世代の結婚は妻方居住ではなく、夫方居住に移行していた。

リーランマの姉の長男の妻は、彼女の両親から「贈り物」としていくらか金（ゴールド）を受け取り、嫁いできた。この金は長男の名義で家を買うために用いたという。次男の妻も一〇ソブリン金貨（当時のルピー建て価格は一万七五〇〇ルピー）を贈り物として持ち参し、次男の名義で家を買うために利用した。リーランマは、「新婦の家族に金を要求することは一切なかった。したがって、これはダウリーではない」と強調して話

した。リーランマの妹の息子の妻は、両親から三〇ソブリン金貨（九万三七五〇ルピー）を贈り物として受けとったが、これも「ダウリーではない」。この金は、妻自身がいヤリングを購入するために使い、残りは銀行に貯金したという。

リーランマのように、N村のナーヤルはダウリーの受け渡しを否定し、ダウリーを社会悪だと強く批判した。「母系制度はダウリーの慣習をもたなかった。だからナーヤルには今もダウリーはない（六八歳男性）、「ダウリーはムスリムやティーヤルなどの下位カーストに広まっている」（三七歳女性）といい、多くが「要求していない／されていないからダウリーではなく、娘に対する贈り物である」と主張する。母系家族が解体された現在、N村のナーヤルの結婚慣習に「ダウリー」が登場したという当事者の証言を得ることはできなかった。確かなことは、当事者がダウリーを否定する根拠に、結婚時の財産贈与が新婦に対するその両親の自発的な「贈り物」であることと、母系制の歴史ゆえにダウリーが根付かないという二点が語られたという事実である。

一方で、マラヤラム語（ケーララの言語）の日曜新聞に掲載されるナーヤルの求婚広告をみると、求婚者のPRの最後に「一切の要求（ディマンド）なし」と記載されることがある。英語のディマンドが現地語化してダウリーを暗に示す言葉として用いられているのだ。また、ナーヤルのカースト組織であるナーヤル奉仕協会（NSS）のコーリコードウ支部で働くナーヤル女性は、ダウリーについて「ケーララ南部のナーヤルはオープン。ケーララ北部のナーヤルはアンダーテーブル」と発言し、ナーヤルの間でも水面下にダウリーの授受があることを示唆した。地元の社会運動家も「ナーヤルはクリンなイメージを維持するためにダウリーの実態を隠しているのだ」という。さらに近年、ナーヤルの間でも女兒墮胎が増加傾向にあると報告されている（参考文献④）。女子を家族に抱えることによる何らかの「負担感」が存在する証左であろう。母系制時代の女兒誕生の喜びは、現在、薄れているのかもしれない。

●ムスリムの結婚とダウリー

ダウリーを根絶すべき社会悪だ

とする認識はN村の住民に一致していたが、ナーヤルはその授受行為を強く否定する一方で、ムスリムはどのようにダウリー資金を獲得したか、また、なぜダウリーを要求するのかを語り、両者は対照的な様相を呈した。

まず、N村のムスリム指導者の発言を紹介したい。

「毎週金曜日にモスクでダウリーは社会悪だと話す。本来ムスリムの結婚というものは、ニカーフ（婚姻）の際に、マフルを新郎が新婦に渡す、そして、新婦の父親が『娘を与える』と新郎にいい、新郎が『新婦の生活全てを保障する』と彼に誓う、それだけだ。今はその時に、ダウリーの授受はないということを確認している。マフルの額は家庭の経済地位が高ければ金だが、貧困層では二〇〇〜三〇〇ルピー程度のものだ。」

ところが、湾岸（ガルフ）諸国へ移住したムスリムが、ガルフの地元民と交流し、その文化を持ち帰って、この村に消費文化を築いている。これがダウリーの慣習化に影響しているのだ。」

N村のムスリムコミュニティでは、一九六〇年前後にダウリーの慣習化が始まり、一九八〇年代に

ダウリーの慣習が定着、一九九〇年代以降はその額が高額化した。ケーララでは現金と金を組み合わせるダウリーとすることが一般的だが、二〇〇〇年代には金の価格高騰の影響を受けて、ダウリーの総額のさらなる上昇を招いた。現在、マフルが「儀礼化」し、その何倍ものダウリーを新婦が支払うことが一般化しているが、八九歳の女性は、「一九三六年に結婚した際、わずかな金のマフルを夫からもらっただけで、ダウリーはなかった」と話した。また、一九四八年に結婚した男性（八〇歳）は、「当時慣習的なダウリーはなく、二一ルピーのマフルを渡したのみ」と語り、一九三〇年代から一九四〇年代にダウリーは慣習化していなかったことが指摘された。

ムスリム指導者も証言したように、ムスリムコミュニティにおけるダウリーの慣習化には、ガルフへの移住労働者の送金が作用しているといっている。ケーララ州の海外への移住労働者数は、インドの他州と比較しても群を抜いて多く、海外移住先には圧倒的にガルフ諸国が多く選ばれる。N村では、特にムスリムから「ダウリーはガルフで働く父親／親戚／兄弟の送

金で賄った」、「娘のダウリーを得るためにガルフへ移住した」等の声が聞かれ、ガルフでの労働がダウリーの支払いの手段として機能していることが明らかとなった。新郎がダウリーを結婚後にガルフへ移住する資金源としたり、離婚したムスリム女性が娘のダウリーのために自らガルフで家事労働者として働いたりもする。

一方で、貧困家庭では時にはダウリーのために家を売却する事態も発生する。次にムスリムの貧困家庭の事例を紹介したい。

一九九八年に一五歳で結婚したレスラは、結婚前にオートリキシャ（三輪タクシー、以下オート）の運転手をしていた夫から二〇ソプリン金貨（六万ルピー）と七万五〇〇〇ルピーを要求されたが、全額払うことができずに、一〇ソプリン金貨と五万ルピーを支払った。結婚の祝宴はダウリーの援助を求めために大規模に行い、そこで得たお金をダウリーとして支払った。結婚後も夫の親族は残りの額を度々要求し、夫は彼女に暴力をふるった。その後三回に分けて五ソプリン金貨とオートを渡したが、なおもダウリーの要求は続き、離婚した。レスラは現在生家

に戻っている。

彼女の父親は、「ダウリーには反対だが、全コミュニティにダウリーは拡大しているため、ダウリーを無くすことは無理だ」と語った。実際、二〇〇〇年に結婚したレスラの兄は、妻側家族に一〇万ルピーと二五ソブリン金貨（七万五〇〇〇ルピー）を要求した。これは「別の妹のダウリーと、結婚後にも要求され続けていたレスラのダウリーを支払うためにやむを得なかった」のだという。別の妹は、兄の結婚と同年に一四歳で学校を退学し、二〇ソブリン金貨（六万ルピー）と七万五〇〇〇ルピーを持参して結婚した。

この事例で兄が妹のダウリーのために妻の家族にダウリーを要求したように、受け取ったダウリーの用途には結婚祝宴の費用とともに「娘のダウリー資金」が挙げられることが多い。つまり、ダウリーが新婦自身のために用いられないばかりか、そのダウリーは新郎自身やその家族に残る資産ともならず、新郎の姉妹の結婚資金として他の家族に渡るといふように、ダウリーが循環しているのである。レスラの妹はわずか一四歳で学校を辞めて兄の嫁が持参したダウ

リーを持つて嫁いだ。結婚の時期は、特にダウリーの支払いが困難な家族の場合、兄弟ないし姉妹の結婚時期に規定されるといえる。

●おわりに

N村の人々は、概してダウリーを「社会悪」だと捉えるが、同じ村にあってもコミュニティによってダウリーに対する認識やその実態は異なる。ムスリムの間では、ガルフ移民の送金も作用して一九六〇年代頃からダウリーが慣習化した。ダウリーの違法性を認識しながらも、娘を結婚させるためにはその支払いはやむを得ないとし、娘のダウリーを息子の結婚時にその新婦に要求することもある。一方で、ナーヤルの人々は、ダウリーの実態そのものを強く否定し、娘の結婚時には金の「贈り物」を娘自身に与えているが、それは「要求されたものではない」ためにダウリーではないと主張した。また、母系制の過去を引き合いに出したり、ダウリーを他のコミュニティの慣習だと主張したりしながら、歴史的に裏付けられた「ナーヤル」というカースト集団の特殊性にダウリーを否定する根拠を求める。

N村の人々にダウリーの何が「問題」だと考えるか問うと、ダウリーを用意できない限り結婚できないことや近所の人に借金しなければならぬことだという答えが返ってきた。現在のケーララには、家計が破綻しても要求された額のダウリーを工面して娘を嫁がせるように、「結婚絶対主義」といふべきものが確立している。結婚しなければ一人前の男性／女性と認められないことや、結婚時に男性が女性に「当然」金品を要求できるという状況は概して不問に付され、結婚を重視する姿勢は男女ともに変わらぬ。

結婚を重視する価値観が維持される一方、家族制度の変化、労働移動の増加、消費文化の浸透といった様々な社会変容のなかで、結婚慣習も変化をみた。このことが、今日、娘を抱える家族の経済状況と女性の地位に大きな意味をもたらしている。

(こばやし まりえ／アジア経済研究所 図書館)

《参考文献》

① 栗屋利江「一九九八」『ケーララ（インド）における母系制の

解体と女性：『近代化』と『インドゥー化』の狭間で』『歴史学研究』第七一六号。

② Kodoth P. 2004. "Shifting the Ground of Fatherhood: Matriliney, Men and Marriage in Early Twentieth Century Malabar" *Working Paper No. 359*, Centre for Development Studies.

③ Rukmini S. 2014. "Many Women Have No Say in Marriage" *The Hindu*. 18 Mar. New Delhi ed.

④ Sudha S. et al. 2007. "Is Son Preference Emerging among the Nairs in Kerala in South India?" In I. Attane and C.Z. Gulmotto, eds. *Watering the Neighbour's Garden: the Growing Demographic Female Deficit in Asia*. Committee for International Cooperation in National Research in Demography.